

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	2
◎高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定 (森づくり推進課)	2
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	
<1・16揭示>	3

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第3の1の(1)の表2の(3)の項中「第6条第6項」を「第6条第7項」に改め、同表の1の(1)の表3の(2)の項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同表の2の(1)の表12の(1)の項中「ことについての」を「こととしたときの」に、「協議（法第16条第4項）」を「報告の受理並びに当該市町村に対する助言及び勧告（法第16条第4項及び第5項）」に改め、同表の3の(4)の表2の(1)の項中「第9条第1項及び第4項」を「第9条第1項及び第5項」に改め、同表の3の(5)の表1の(1)の項中「第11条第1項及び第4項」を「第11条第1項及び第3項」に改め、同表の3の(5)の表4の(1)の項中「第10条第1項及び第3項」を「第10条第1項及び第4項」に改め、同表の5の(4)の表(1)の項中「第4条第1項及び第3項」を「第4条第1項及び第4項」に改め、同表の6の(1)の表2の項中「第4条第1項及び第9項」を「第4条第1項及び第10項」に改め、同表の6の(1)の表4の(2)の項中「第7条の2第1項、第4項及び第5項」を「第7条の2第1項及び第6項」に改め、同表の6の(1)の表4の項に次のように加える。

(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。						○								
------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の6の(1)の表5の項を次のように改める。

5 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 基本方針の策定及び変更（法第4条第1項及び第5項）					○							関係する部長
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。						○						

別表第3の7の(1)の表中1の(56)の項を削り、1の(57)の項を1の(56)の項とし、1の(58)の

項を1の(57)の項とし、1の(59)の項を1の(58)の項とし、1の(60)の項を1の(59)の項とし、1の(61)の項を1の(60)の項とし、1の(62)の項を1の(61)の項とし、1の(63)の項を1の(62)の項とし、1の(64)の項を1の(63)の項とし、1の(65)の項を1の(64)の項とし、1の(66)の項を1の(65)の項とし、1の(67)の項を1の(66)の項とし、1の(68)の項を1の(67)の項とし、1の(69)の項を1の(68)の項とし、同表の7の(1)の表1の(70)の項中「(69)」を「(68)」に改め、同項を同表の7の(1)の表1の(69)の項とし、同表の7の(6)の表4の(1)の項中「第7条第1項及び第3項」を「第7条第1項及び第5項」に改め、同表の7の(6)の表11の(1)の項中「第5条第1項及び第7項」を「第5条第1項及び第8項」に改め、同表の7の(6)の表11の(3)の項を削り、同表の7の(6)の表11の(4)の項中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同項を同表の7の(6)の表11の(3)の項とし、同表の9の(2)の表4の(1)の項中「第3条第1項及び第3項」を「第3条第1項及び第4項」に改め、同表の9の(4)の表3の(3)の項を削り、同表の9の(4)の表3の(4)の項中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同項を同表の9の(4)の表3の(3)の項とし、同表の9の(7)の表3の(1)の項中「第2条の3第1項、第3項及び第4項」を「第2条の3第1項、第4項及び第5項」に改め、同表の9の(7)の表3の(2)の項中「第2条の4第3項」を「第2条の4第4項」に、「第2条の3第3項及び第4項」を「第2条の3第4項及び第5項」に改め、同表の9の(7)の表7の(5)の項中「第8条第1項及び第3項」を「第8条第1項及び第4項」に改め、同表の10の(2)の表10の(1)の項中「第4条第1項及び第3項」を「第4条第1項及び第4項」に改め、同表の10の(8)の表5の(2)の項中「第17条第3項」を「第17条」に改め、同表の12の(4)の表6の(2)の項中「協議（法第32条第2項）」を「届出の受理（法第32条第3項）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成24年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
武 田 医 院 高岡郡四万十町本町4-8 平24・1・1

高知県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
武 田 医 院 高岡郡四万十町本町4-8 平23・12・31

高知県告示第50号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立森林研修センター研修館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町四丁目1番35号
財団法人高知県山村林業振興基金
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第51号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間

平成23年12月12日から平成24年3月15日まで
3 作業地域
高知市（高知地区及び春野地区）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年1月16日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年1月16日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24 年1月 16日	特定非 営利活 動法人 いのス ポーツ クラブ	石川 正 康	吾川郡 いの町 3597番 地 い の町立 伊野公 民館内	この法人は、スポーツを通しての、いの町における青少年の健全育成、地域住民の生涯スポーツ及び文化活動の推進により住民間の交流を図るとともに、活動を通じ「毎日笑顔で過ごす明るい町づくり」に役立つ事を目的とする。